

特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の「利用定員」の設定について

1 利用定員について

利用定員とは、子ども・子育て支援新制度における施設・事業者が給付の対象となることの確認を受ける際に設定が必要な定員のことです。施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえた上で、認可定員^{※1}の範囲内で定める定員のことです。また、利用定員は施設の設置者等からの確認申請に基づき米原市が定めることとなりますが、設定に際しては米原市子ども・子育て審議会での意見聴取を行うことが、子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第2項に規定されています。

※ 認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その施設の設備および運営の基準を満たす定員を指します。本市内の施設において教育・保育施設は滋賀県が、地域型保育事業は米原市が認可を行います。

《子ども・子育て支援法第31条の一部抜粋》

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 令和5年度の利用定員の設定の変更について

令和5年度の利用定員の変更(増加・減少)については、次のとおりです。子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならないものには該当しませんが、参考までに記載しています。

(1) 保育所

(単位：人)

地区名	公私区分	区分	施設名	認可定員	利用定員	1号	2号	3号	増減
米原	私立	変更	醒井保育園	65	20 (30)	—	14 (20)	6 (10)	— 10

※ 認可定員、利用定員欄の上段は令和5年度、下段(括弧内)は令和4年度の定員を示しています。